給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第７号

兵庫県三木市吉川町みなぎ台２丁目32番地の14

再生債務者　西山　由彦

１　意見聴取に付する再生計画案　平成27年11月６日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成27年11月30日まで

平成27年11月９日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２７年（再ロ）第１号

広島県呉市焼山東４丁目８番５号

再生債務者　下井　貴博

１　意見聴取に付する再生計画案　平成27年10月29日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成27年12月７日まで

平成27年11月９日

広島地方裁判所呉支部

平成２７年（再ロ）第１号

鹿児島県薩摩川内市宮崎町1550番地１

再生債務者　中馬　章

１　意見聴取に付する再生計画案　平成27年10月15日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成27年12月７日まで

平成27年11月９日

鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

林野庁共済組合定款の一部変更について

林野庁共済組合定款（平成13年７月３日付13林共第36号）の一部を次のように変更する。

平成27年10月26日

林野庁共済組合代表者

林野庁長官　今井　敏

第14条を次のように改める。

（組合員の種別）

第14条　組合員は、次のように区分する。

(1)　長期組合員は、次号及び第３号に規定する組合員以外の組合員とする。

(2)　継続長期組合員は、法第124条の２第１項前段の規定により引き続き長期給付に関する規定の適用を受ける組合員とする。

(3)　任意継続組合員は、法第126条の５第１項後段の規定により引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することができる組合員とする。

２　長期組合員のうち厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の適用を受ける被保険者は、同法第２条の５第１項第２号に規定する第２号厚生年金被保険者及び高齢任意加入被保険者（同法附則第４条の３第１項の規定による被保険者であって、組合員であるものをいう。）に区分する。

第16条中「第51条第１項」を「第50条第１項」に改める。

第18条（見出しを含む。）中「決定及び支払」を「裁定及び決定並びに支払」に改める。

第20条第１項中「第１号の２及び第４号並びに第６項」を「第２号及び第４号並びに第７項」に、「第42条第１項」を「第40条第１項」に、「第42条の２第１項」を「第41条第１項」に改め、同条第２項中「第99条第５項若しくは第７項」を「第99条第６項若しくは第８項」に改め、同条第４項中「第99条第２項第２号」を「第99条第２項第３号」に改める。

附　則

この変更は、平成27年10月26日から施行し、同年10月１日から適用する。

会社その他の公告

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙がその子会社管理事業に関して有する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　平成二十七年十一月十日

掲載頁　七頁

平成二十七年十一月十八日

東京都港区麻布十番一丁目一〇番一〇号

（甲）ノーリツ鋼機株式会社

代表取締役　西本　博嗣

東京都港区麻布十番一丁目一〇番一〇号

（乙）ＮＫリレーションズ株式会社

代表取締役　松島　陽介

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する松村物産ホームエネルギー株式会社（住所石川県金沢市湊三丁目九番地）に対して当社の石油製品及び水の販売事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

また、当社は本分割の効力発生日をもって、商号を松村物産リテールサービス株式会社に変更する予定です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年五月一日

掲載頁　五十五頁（号外第一〇一号）

平成二十七年十一月十八日

石川県金沢市湊三丁目九番地

松村物産ホームエネルギー株式会社

代表取締役　小岩　修一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十七年十一月十八日

東京都調布市小島町一丁目二二番地一

合同会社２２世紀アート

代表社員　向田　翔一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十七年十二月十九日であり、組織変更後の商号はＪＢＲＩＤＧＥ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十七年十一月十八日

東京都港区麻布十番三丁目六番九号

ＪＢＲＩＤＧＥ合同会社

代表社員　中山　征夫

組織変更公告

当会社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年一月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ｇｅｎｅとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十七年十一月十八日

名古屋市北区駒止町二丁目五二番地リベルテ黒川一階Ａ号室　合同会社ｇｅｎｅ

代表社員　張本　浩平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ｅｎ　ＣＵＢＥとします。

効力発生日は平成二十七年十二月二十三日であり、当社の総社員の同意の取得は平成二十七年十二月二十日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年十一月十八日

大阪市西区西本町一丁目八番二号三晃ビル三Ｆ　合同会社プラスワン

代表社員　藤田裕一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年十一月十八日

大分市大字小野鶴一五三一番地の三　インホープ合同会社

代表社員　北崎　直也